

ID: 655

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	保育の利用に要する保育費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第56条第2項の規定による。</p> <p>第56条</p> <p>2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日